

令和元年 9 月 13 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

法律の専門家
から学ぶ

防災研修会 理事長・施設長・管理者対象 施設における防災の責任 裁判事例から考える

**注意義務・予見義務・結果回避義務・過失の意味とは？
結果の発生を予見し、回避する措置をとる！適切な対応を考える！**

平成 29 年 6 月 1 日に開催いたしました井上弁護士の防災研修会では、施設が負う法的義務について具体的にお話をいただきました。今回の研修会も、前回に引き続き、裁判事例を通して施設における防災の責任についてお話させていただきます。

自然災害の危機管理やマニュアル作成・実働訓練の実施、また情報収集及び的確な判断が求められる理事長・施設長・管理者の責任について、東日本大震災で多くの犠牲者を出した大川小学校、石巻幼稚園、女川町銀行支店の津波訴訟の最新判例を通して、法的な面から解説いただきたいと思います。

講師には、弁護士の井上 計雄氏にご登壇いただきます。いつ災害は起きるかわかりません！たくさんのご参加お待ちしております。

記

日 時 : 令和元年 11 月 13 日 (水)
午後 2 時～午後 4 時 (2 時間研修) 受付 午後 1 時 30 分～
場 所 : 大阪市立社会福祉センター 3 階 第 1 会議室
(大阪市天王寺区東高津町 12-10)
参 加 者 : 大阪市老人福祉施設連盟 理事長・施設長・管理者等
定 員 : 80 名
講 師 : 谷・井上法律事務所 弁護士 井上 計雄 氏
(大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員他)
内 容 : 施設が負う法的義務、契約責任と不法行為責任、義務違反の考え方
過去の事例から考える
参 加 費 : 無 料



【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター 3F311 号室
TEL 06-6765-3611 FAX06-6765-3612

防災研修会

～施設における防災の責任 裁判事例から考える～

防災研修申込書

- ※ 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局までFAXでお申込み下さい。
- ※ 申し込み期限 令和元年10月30日(水) 定員になり次第〆切らせていただきます。
- ※ 参加者には10月31日(木)以降に参加券をFAXいたします。

<一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局FAX番号>

FAX 06-6765-3612

研修名 ～施設における防災の責任 裁判事例から考える～

施設名 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

氏名	職種	備考
(フリガナ)		
(フリガナ)		

- ※ 研修申込書の情報は、個人情報保護法に基づき、名簿の作成など運営を円滑に行う目的以外に活用致しません。

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
担当者 松下・倉橋
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612